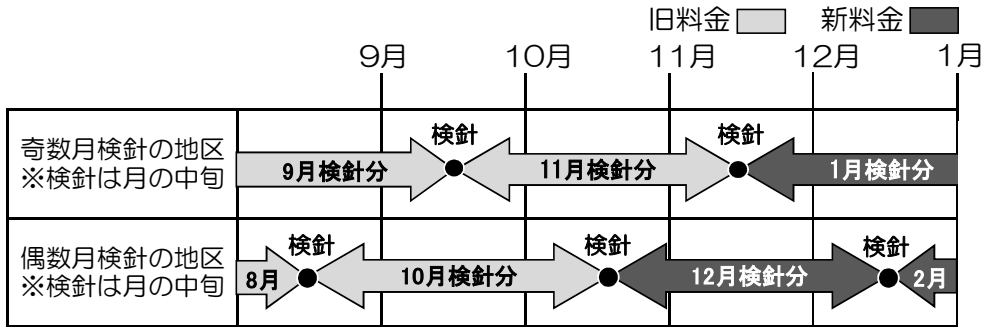


新・旧料金改定時期 新宮地区(光都を除く)

令和元年10月1日より前から継続して使用されている場合は、12月以降の検針分から新料金が適用されます。



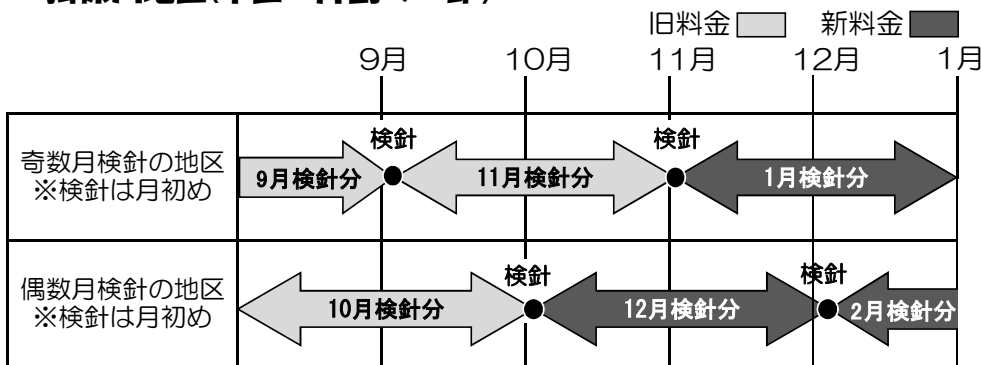
●主な奇数月検針地区
鍛冶屋、栗町、新宮、砂子、下野、大屋、善定、段之上、市野保、芝

●主な偶数月検針地区
牧、時重、二柏野、角亀、上筋原、下筋原、奥小屋、千本、能地、香山、篠首、吉島、上笹、宮内、井野原、曾我井、船渡、北村、鶯崎、佐野、

※地区により、一部異なる場合があります。詳しくは「ご使用水量のお知らせ（検針票）」でご確認ください。

新・旧料金改定時期 龍野地区 揖保川地区(半田・片島の一部)

令和元年10月1日より前から継続して使用されている場合は、12月以降の検針分から新料金が適用されます。



●主な奇数月検針地区
小宅地区（富永、片山、中村）
揖保地区、神岡地区
揖保川町半田地区

●主な偶数月検針地区
龍野地区、小宅地区（大道、四箇、小宅北、島田、日飼、宮脇、未政、堂本）、揖西地区、誉田地区

※地区により、一部異なる場合があります。詳しくは「ご使用水量のお知らせ（検針票）」でご確認ください。

【水道料金に関するお問合せは】
たつの市上水道課 0791(75) 4400

【下水道使用料に関するお問合せは】
たつの市下水道課 0791(64) 3168